

## 平成30年度 第1回

### アーバンデザインセンターびわこ・くさつ(UDCBK)事業

#### 運営懇話会 次第

日 時：平成30年5月31日（木）

9時30分～11時30分

場 所：市民交流プラザ(フェリエ南草津 5F)

小会議室2 A・B

1. 開会  
座長挨拶
2. アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会開催要綱および委員について
3. 報告
  - ・平成29年度の活動テーマと実績について
  - ・平成30年度の活動テーマと予定について
  - ・法人化の検討状況について
4. 閉会

#### 添付資料

資料1：UDCBK事業運営懇話会開催要綱および委員名簿

資料2：平成30年度第1回アーバンデザインセンターびわこ・くさつ  
(UDCBK)事業運営懇話会

○アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会開催要綱

平成28年9月15日

告示第260号

平成30年5月11日

告示第188号

(目的)

第1条 この要綱は、アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会(以下「懇話会」という。)の開催に必要な事項を定め、アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業の運営等について意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会の委員は、17人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) 企業関係者
- (2) まちづくり協議会および市民公益活動団体の役員または構成員
- (3) 包括協定を締結している大学関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行い、事業の推進等に協力するものとする。

- (1) アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業の運営に関すること。
- (2) アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業のプログラムに関すること。
- (3) 大学等が行う社会実験に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に、座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員のうちより市長が指名する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、総合政策部草津未来研究所内において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

## アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会名簿

(H30.5.22～)

No.	役職	所属	氏名
1	座長	学校法人立命館副総長・草津未来研究所所長	松原 豊彦
2	副座長	草津市副市長	山本 芳一
3	委員	立命館大学理工学部教授・キャンパス計画室長 (アーバンデザインセンターびわこ・くさつセンター長)	及川 清昭
4	委員	立命館大学大学院経営管理研究科長・草津未来研究所顧問	肥塚 浩
5	委員	立命館大学 BKC 地域連携室長 (スポーツ健康科学部教授)	岡本 直輝
6	委員	草津市まちづくり協議会連合会	
7	委員	市民公募	堀江 尚子
8	委員	パナソニック株式会社アプライアンス社 人事・総務センター総務部総務一課主務	服部 忠満
9	委員	株式会社滋賀銀行草津支店長	肥田 明久
10	委員	草津商工会議所専務理事	加藤 幹彦
11	委員	滋賀大学社会連携研究センター教授	神部 純一
12	委員	滋賀県立大学地域共生センター主席調査研究員	秦 憲志
13	委員	京都橘大学副学長	遠藤 俊子
14	委員	草津市コミュニティ事業団常務理事	青木 均
15	委員	滋賀医科大学研究戦略推進室産学連携推進部門長 特任教授	松浦 昌宏
16	委員	龍谷大学政策学部教授 龍谷エクステンションセンター・センター長	深尾 昌峰
17	—	—	—